

免許センターからのお知らせ

期間前更新について

海外渡航等の理由により、運転免許証の更新期間内に更新手続きができない方は、期間前更新をすることができます。

申請できる方	<ul style="list-style-type: none">○ 海外渡航、出張や出産等のため更新期間内に運転免許証の更新手続きができない方※ 手続きと同時に氏名・本籍・住所の変更がある方は、運転免許証の記載事項変更手続きのページを参照してください。
申請場所	<ul style="list-style-type: none">○ 福島・郡山運転免許センター・・・原則即日交付 月曜日～金曜日（祝日及び年末年始12/29～1/3を除く） 午前8時30分～午前9時30分 午後1時～午後2時 ※日曜日は手続きできません○ 住所地を管轄する警察署及び各分庁舎・・・後日交付 （福島・福島北・郡山・郡山北署の本署を除く） 月曜日～金曜日（祝日及び年末年始12/29～1/3を除く） 午前8時30分～午後0時 午後1時～午後5時 <p>※ 申請書類を作成していただきますので、時間に余裕をもって来庁してください。</p> <p>※ 期間前更新により交付される新免許証の有効期間は、本来の更新期間中に更新手続きをした場合よりも短くなりますのでご了承ください。</p> <p>※ 期間前更新に関するお問い合わせは、福島・郡山運転免許センター又は各警察署等の窓口へお願いします。</p>
必要書類	<ul style="list-style-type: none">○ 運転免許証 運転免許証を紛失している方は、再交付と同時に期間前更新はできません。○ 期間前更新する理由を証明する書類 パスポート 母子健康手帳 病院が発行した入院予定表等 出張を命じた会社等からの辞令書等○ 印鑑
手数料	<ul style="list-style-type: none">○ 更新手数料 2,500円○ 講習手数料 優良運転者講習 500円 一般運転者講習 800円 違反運転者講習及び初回運転者講習 1,350円 <p>※ 双葉署双葉南部臨時庁舎及び浪江分庁舎で手続きをされる方は、庁舎内での県収入証紙の販売はしていませんので、あらかじめ更新手数料、講習手数料（該当する方）分の県収入証紙を準備してください。</p>